

令和3年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 6法人

指摘件数 28件

【指摘の内訳】

□評議員・評議員会に関すること 5件

(主な内容)

評議員選任・解任委員の就任承諾書が確認できない。

選任決議があった評議員及び監事が、当該法人の各評議員・各役員と特殊の関係にある者かどうか確認したことを証する書面が保管されていない。

評議員会において、理事又は監事を選任する議案を決議する際、候補者ごとに決議が行われていない。

□評議員選任・解任委員会に関すること 1件

(主な内容)

評議員選任・解任委員会の就任承諾書がない。

□理事・監事に関すること 10件

(主な内容)

理事会の招集通知が1週間前までに通知されていない。

理事長及び業務執行理事が毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告していない。

□会計管理に関すること 11件

(主な内容)

予算と決算が乖離していることから、必要に応じて補正予算を編成すること。

注記事項に記載すべき項目については、該当がない場合でも「該当なし」と記載する必要がある項目もあることから、法令に基づき作成すること。

作成すべき計算書類の付属明細書が作成されていない。

□資産管理に関すること 1件

(主な内容)

法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産の一部が基本財産として定款に記載されていない。